

有害使用済機器保管等届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 前橋市長

届出者

住所、氏名(法人名)は省略せずに
正式名称で記載
連絡先は連絡可能な電話番号

住所 **前橋市大手町2丁目12-1**
氏名 **(株)前橋市建設リサイクル**
代表取締役 前橋太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **027-898-5840**

押印
不要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： エアコン(ユニット形) 電気洗濯機、扇風機</p> <p>処理の区分 保管のみ 保管及び処分(再生を含む)</p> <p>別添 32 品目 (家電リサイクル4、小型家電リサイクル28)</p> <p>いずれかに○をつける</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 前橋市六供町1536 電話番号 027-224-1111</p> <p>事業場 電話番号 027-224-1111 前橋市六供町1536 面積 890m²</p> <p>敷地全体の面積</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地 前橋市六供町1536 面積 180m² 高さ2.5m 品目 エアコン 施行令第16条の2第1号の機器</p> <p>保管場所② 所在地 前橋市荻窪町677 面積 250m² 高さ2.5m 品目 電気洗濯機、扇風機 施行令第16条の2第2号、13号の機器</p> <p>高さは50%勾配によるものとし、自由に決められるものではない。</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>所在地 前橋市六供町1536 品目 エアコン 施行令第16条の2第1号の機器</p> <p>「処分、再生」は破碎、選別、圧縮など</p>
<p>事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>設置場所 前橋市六供町1536</p> <p>破碎機(シュレッダー) 1台 平成〇年〇月〇日設置 3t/日 圧縮機(プレス) 1台 平成〇年〇月〇日設置 2t/日 せん断機(シャー) 1台 平成〇年〇月〇日設置 3t/日</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃまえばししけんせつりさいくる 株式会社前橋市建設リサイクル	前橋市大手町2丁目12-1	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)